

第1回都市計画基本方針検討小委員会

議 事 録

令和8年3月9日

第1回都市計画基本方針検討小委員会 議事録

1. 開催日 令和8年3月9日(月)
2. 開会時間 15時00分
3. 閉会時間 16時58分
4. 開催場所 三重県吉田山会館 2階 206会議室
5. 議事 次期「三重県都市計画基本方針」の検討
6. 出席委員の議席番号及び氏名(議席番号は三重県都市計画審議会と同一)
 - 1番委員 村田 美希 追手門学院大学准教授
 - 2番委員 浅野 純一郎 豊橋技術科学大学教授
 - 3番委員 中平 恭之 近畿大学工業高等専門学校教授
 - 4番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 7番委員 宮崎 城治 三重県宅地建物取引業協会

第1回都市計画基本方針検討小委員会

1 開会・挨拶

○司会：県土整備部 雲副課長

定刻となりましたので、ただ今から第1回都市計画基本方針検討小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課副課長の雲でございます。どうぞよろしく願います。

開会にあたり、県土整備部都市政策担当次長の片田から、ご挨拶申し上げます。

○県土整備部 片田次長

ただいま紹介がありました都市政策担当次長の片田でございます。本日はお忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、委員就任をご快諾頂きまして、あわせてお礼を申し上げたいと思います。

小委員会は、令和12年に改訂を予定しております都市計画区域マスタープランの県全体の都市づくりの方向を示し、次期三重県都市計画基本方針について、調査・審議いただくものでございます。

前回の基本方針が平成29年に策定したわけですが、こちらにつきましては、人口減少、少子高齢化、東日本大震災などの大規模自然災害などを背景に、地域の特性に応じた集約型都市構造の形成を目指すということで、コンパクト・プラス・ネットワークの推進であるとか、災害リスクを踏まえた土地利用、幹線道路ネットワークを活用した工業系・産業用地の確保などの方針を定めたところでございます。

一方、前回策定後の社会におきましては、人口減少、少子高齢化の加速、また、コロナ禍を契機とした働き方、暮らし方の変化やデジタル化、気候変動であったり、それに伴うカーボンニュートラルへの対応など都市計画に影響を及ぼすような色々な変化が進行しています。本日はこうした変化を踏まえまして、三重県の都市づくりにおける現状や課題を中心にご審議いただきたいと考えております。

ご審議いただく内容につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、専門的な知見や様々な視点から忌憚らないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願います。

2 資料確認

○司会：県土整備部 雲副課長

続きまして、本日の資料について、確認させていただきます。本日の配付資料としましては、事項書、都市計画基本方針検討小委員会委員名簿、都市計画基本方針検討小委員会運営要領、三重県都市計画審議会運営要綱、議事説明資料、三重県都市計画基本方針（案）本冊、以上でございます。

事前にお送りしております、三重県都市計画基本方針（案）本冊につきまして、一部修正がございましたので、該当ページの修正版を本日お配りしております。恐れ入りますが、本冊と合わせてご確認いただければと存じます。

資料の不足などがございましたら、挙手にてお知らせください。

※ 特段の声なし

また、今回は第1回小委員会ということで、参考資料として現行の都市計画基本方針を配布しております。本日の議論はもとより、今後の小委員会における検討の参考資料としてご活用いただければと存じます。

3 委員紹介

○司会：県土整備部 雲副課長

次に、本小委員会の委員の皆様をご紹介します。

委員の選任につきましては三重県都市計画審議会運営要綱第5条第2項で都市計画審議会の会長の指名によることとされております。このため、あらかじめ浅野会長よりご指名をいただき、委員の皆様にはご了承のうえ、本日も出席いただいております。

それでは、順にご紹介いたします。差し支えない範囲で、一言ずつご挨拶をいただけますと幸いです。

まず、経済分野をご専門とされております、村田美希様でございます。

○委員：村田委員

村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会：県土整備部 雲副課長

続きまして、都市計画分野をご専門とされております、浅野純一郎様でございます。

○議長：浅野委員長

よろしく願いいたします。

○司会：県土整備部 雲副課長

続きまして、土木分野をご専門とされております、中平恭之様でございます。

○委員：中平委員

中平です。よろしくお願いいたします。

○司会：県土整備部 雲副課長

続きまして、建築分野をご専門とされております、浦山真美様でございます。

○委員：浦山委員

三重県建築士会の浦山です。よろしくお願いいたします。

○司会：県土整備部 雲副課長

最後に、この1月に三重県都市計画審議会の委員の交代があり、新たに委員としてご就任いただきました、住宅分野をご専門とされております、宮崎城治様でございます。

○委員：宮崎委員

三重県宅建協会の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

○司会：県土整備部 雲副課長

以上、5名の委員の皆様をご紹介いたしました。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事前手続き

<運営要領確認>

○司会：県土整備部 雲副課長

続きまして、すでに施行しております本小委員会の運営要領について、改めて内容の確認を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○県土整備部 鈴木主幹兼係長

それでは事務局から説明させていただきます。私、都市政策課都市計画班の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

お手元の「都市計画基本方針検討小委員会運営要領」をご覧ください。本小委員会の運営要領につきましては、小委員会の円滑な運営を図るため、名称、目的、

構成のほか、委員長および副委員長、招集、運営に関する事項を定めております。本日は、特に運営に関する部分を中心に説明いたします。

まず、第4条でございます。小委員会には、委員長および副委員長を各1名置くこととしており、委員長は、審議会会長が兼任することとしております。また、副委員長につきましては、委員長が指名することとしており、委員長に事故があるとき、または欠けたときには、その職務を代理することとしております。これらの規定に基づき、本小委員会の委員長は、都市計画審議会会長でいらっしゃいます浅野様にお務めいただくこととしております。

また、副委員長につきましては、あらかじめ浅野委員長にご相談申し上げたうえで、中平委員を副委員長としてご指名いただいております。あわせて、中平委員ご本人からも、就任につきましてご内諾をいただいておりますので、ここにご報告いたします。

以上、運営要領第4条に基づく体制の確認でございます。

次に、第5条でございます。小委員会は、委員長が招集することとしており、本日の小委員会につきましても、この規定に基づき開催しております。

続きまして、第6条でございます。

小委員会の運営につきましては、原則として、三重県都市計画審議会運営要綱に準じて行うこととしております。ただし、運営要綱によりがたい事項が生じた場合には、本小委員会において協議し、決定することとしております。

説明は以上となります。

○司会：県土整備部 雲副課長

以上が、小委員会運営要領の主な内容でございます。

本要領に基づき、本小委員会を進めてまいりたいと存じますが、ただいまの説明につきまして、ご質問などがございましたらお願いいたします。

※ 特段の声なし

ただいまの説明につきまして、特にご質問がないようでございますので、本運営要領に基づき、以降の議事を進めてまいります。

<議長選出>

○司会：県土整備部 雲副課長

それでは、これよりの議事進行につきましては、浅野委員長をお願いいたします。

○議長：浅野委員長

本小委員会の委員長を務めさせていただきます浅野でございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

<署名委員指名>

○議長：浅野委員長

まず、本審議会の議事録の署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定により、委員長から指名させていただきます。村田委員、宮崎委員のお二人に署名委員をお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：浅野委員長

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いします。

○県土整備部 鈴木主幹兼係長

報告いたします。委員総数5名中、5名の委員にご出席いただいております。

○議長：浅野委員長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：浅野委員長

議事に入る前に、審議の公開について、ご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：浅野委員長

異議がないようですので、公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：浅野委員長

本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○県土整備部 鈴木主幹兼係長

本日は報道機関の方1名が来場されております。以上でございます。

○議長：浅野委員長

傍聴に際しまして、注意事項を説明させていただきます。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしております「傍聴要領」に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わない場合はご退場していただく場合がありますので、ご留意願います。

5 議事

○議長：浅野委員長

議事に入ります。

次期「三重県都市計画基本方針」の検討について、事務局から説明をお願いします。

○県土整備部 安野班長

都市政策課都市計画班長を務めております安野と申します。どうぞよろしくお願いたします。ここからの説明は着座にて失礼いたします。

本日はお手元のスライド資料に基づきましてご説明いたします。

それでは、本日の議事である『次期「三重県都市計画基本方針」の検討』について事務局より説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。本日は、「1. 趣旨」、「2. スケジュール」、「3. 都市計画基本方針（案）」の3つの内容について、事務局から説明させていただきます。

流れとしましては、1と2の説明の後に一度ご意見をお伺いします。その後、3の説明をさせていただきます、改めてご意見をお伺いします。

2ページをご覧ください。それでは、「1. 趣旨」についてです。ここでは、都市計画基本方針の趣旨について改めて説明させていただきます。

3ページになります。まず、都市計画審議会への諮問の要旨です。

令和7年10月30日に開催しました第204回三重県都市計画審議会において、三重県知事から諮問を行っており、その内容がこちらになります。基本方針がどのようなものかも記載されておりますので、改めて読み上げさせていた

できます。

三重県では、20の都市計画区域において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定していますが、令和2年を基準年、令和12年を目標年次としていることから、令和12年を目途に改定を行う必要があります。三重県都市計画基本方針は、都市計画区域マスタープランの策定に際して拠って立つべき基本的な考え方を整理するものとして、現行都市計画区域マスタープランの検証などから明らかとなった課題を踏まえ、三重県の県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示すものです。

都市計画区域マスタープランの改定に向け、基本方針を策定することとしており、その内容について専門的見地から調査審議いただくため、お諮りするものです。この諮問を受け、都市計画審議会の予備審議機関として、都市計画基本方針の内容について調査審議を行うことを目的として本小委員会が設置されています。

4ページをご覧ください。次に、今回策定する都市計画基本方針（案）の趣旨です。

先ほどの諮問要旨の内容と重複しますが、まず目的についてです。

今回策定する都市計画基本方針においても、現行基本方針同様に「県全体における総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示す」ことを目的としています。

次に役割ですが、「都市計画区域マスタープランの改定の指針となること。都市計画区域マスタープランが令和12年に改定されるまでの間、県内各市町が市町マスタープランや立地適正化計画等の策定にあたって活用されることを期待している」ところです。

5ページをご覧ください。続いて「2. スケジュール」について説明をさせていただきます。三重県では、20の都市計画区域において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを策定していますが、諮問要旨の通り、現行の都市計画区域マスタープランが令和2年を基準年、令和12年を目標年次としていることから、令和12年を目途に改定を行う必要があります。

この都市計画区域マスタープランの改定にあたっては、令和9年度から素案作成、その後の法定手続きを経て、都市計画決定までにおおよそ4年程度の期間を要します。このため、その前段に必要となる都市計画基本方針は、今年度と来年度の2ヶ年での策定を目指しているところでございます。

7ページをご覧ください。こちらは、都市計画基本方針の策定までのスケジュールです。

本日の第1回の小委員会後、皆様からいただいた意見を踏まえ素案の修正を行います。合わせて市町や県庁内関係各課への意見照会を行い、修正素案を作成

します。この修正素案について、7月頃に予定しております第2回小委員会でご審議頂く予定です。

その後、市町や県庁内関係各課への再度の調整を経て中間案を作成します。この中間案について、9月頃に予定しております第3回小委員会でご審議頂き、10月頃に予定している都市計画審議会で報告を行う予定です。

その後、パブリックコメントを実施し、必要に応じて修正を行った上で最終案の作りこみを行います。

なお、第4回小委員会を令和9年1月頃に予定しておりますが、こちらについては、パブリックコメントにおいて意見の提出がなされなかった場合、提出された意見の内容が基本方針の内容に影響しないと判断できる場合は開催しないものとさせていただきたいと考えています。

最終案が出来上がりましたら、令和9年3月頃に予定している都市計画審議会へ報告を行い、最終的な答申を受け、その後公表を行いたいと考えています。

なお、公表に際しては、知事及び三重県議会への報告を行う予定です。

8ページをご覧ください。次に、小委員会の各回の実施内容の案について説明させていただきます。

先ほどのスケジュールの説明と繰り返しになるところもありますが、改めて説明いたします。

まず、本日第1回については、スケジュールの共有と素案について審議いただきます。

なお、後程、次期基本方針の構成案について説明をさせていただきますが、現在、全3章での構成を考えており、本日は、そのうち第1章と第2章についてご審議いただきます。

第2回では、第3章を含む修正素案についてご審議いただく予定です。その後、第3回に中間案についてご審議いただく予定です。第4回は、パブリックコメントの意見をふまえた最終案の審議となりますが、パブリックコメントにおいて意見の提出がなされなかった場合、提出された意見の内容が基本方針の内容に影響しないと判断できる場合は開催しないものとさせていただきたいと考えております。

なお、皆様一堂に会して行う会議は最多で4回を予定していますが、各事案によって委員の皆様にご個別での協議もさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でスケジュールについての説明は終わりとなります。「1. 趣旨」、「2. スケジュール」を通して何かご意見などございましたらよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長：浅野委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見などがございましたら、ご発言をお願いします。

※ 特段の声なし

○議長：浅野委員長

よろしいでしょうか。三重県都市計画基本方針（案）の内容について、引き続き事務局から説明をお願いします。

○県土整備部 安野班長

それでは、スライド資料9ページをご覧ください。「3. 都市計画基本方針（案）」について説明をさせていただきます。

なお、お手元に基本方針（案）本冊をお配りしておりますが、それを全て事細かに説明させていただくことは時間的に難しいため、重要なところをかいつまんで整理したスライドを用いて説明をさせていただきます。各スライドに基本方針（案）本冊の該当ページも記載してありますので、適宜、本冊もご確認いただければと思います。

10ページをご覧ください。最初に今回作成する基本方針の構成案になります。全3章の構成とし、第1章の「はじめに」、第2章「三重の都市づくりにおける現状と課題」及び第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」での構成を考えています。

第2章「三重の都市づくりにおける現状と課題」では、「まちづくりにおける大きな潮流と三重県の状況」、「三重県の都市の現況」及び「現行都市計画区域マスタープランの検証」をもとに県内都市の現状を把握するとともに、三重県の都市づくりにおける課題を整理します。

第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」では、第2章で整理した課題をふまえ、「三重県の都市づくりの方針」を定めるとともに、「三重県が目指すべき都市構造の方針」を整理します。そのうえで、「都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」を示したいと考えています。

先ほどもお話しさせていただいた通り、本日は第2章までをご審議いただくこととしており、第3章については、次回第2回小委員会でご審議頂く予定です。

11ページになります。それでは、第1章「はじめに」について説明をさせていただきます。ここでは、1-1から1-5の5つの項目でとりまとめを行っていますが、「1-1 三重県都市計画基本方針の趣旨」、「1-2 位置付け」、「1-5 基本方針の構成」については、先の説明と重複するため、今回は説明を省略させていただきます。そのため、「1-3 計画期間」と「1-4 対象区域」につい

て説明をさせていただきます。

12ページになります。「1-3計画期間」についてです。本方針は、次期都市計画区域マスタープランの改定に先立ち、県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方向を示すものであることから、都市計画区域マスタープランの計画期間と同様におおむね10年を計画期間とします。

なお、現行基本方針は、計画期間を特別に示してはませんが、今回整理した考え方と同じ運用を行っています。

13ページでございます。「1-4対象区域」についてです。基本方針は、県全体の都市づくりについて基本的な方針を示すものであることから、都市計画区域外を含む県全体を対象とします。

なお、都市計画の運用に関する内容については、都市計画区域を対象とするものとします。

三重県における市町と都市計画区域の関係は右の図のとおりです。全29の市町に対して20の都市計画区域を有しています。この都市計画区域は、複数自治体にまたがる広域都市計画区域、区域区分を有するものとそうでないものなど様々です。

14ページになります。続いて、「第2章三重県の都市づくりにおける現状と課題」についてです。ここでは、「まちづくりにおける大きな潮流と三重県の状況」、「三重県の都市の現況」及び「現行都市計画区域マスタープランの検証」で県内都市の現状把握を行い、三重県の都市づくりにおける課題を整理します。

15ページになります。まず、一つ目「2-1まちづくりにおける大きな潮流と三重県の状況」についてです。ここでは、全国的なまちづくりに関する大きな動きと三重県における状況を整理することで、三重県の都市づくりにおける現状を把握します。事務局としましては、現在のまちづくりにおける大きな潮流として8つの項目をあげ、それぞれ全国的な動きと三重県の状況について整理し、現状把握を行っています。

以降、それぞれの項目について個別で説明をさせていただきますが、時間の都合上、今回の説明では、各項目における特筆すべき事項を「現状」としてお話しさせていただくことに留めさせていただきます。

本冊はより詳細に整理を行っておりますので、気になる項目については、適宜ご確認いただければと思います。

16ページになります。それでは、一つ目「コンパクト・プラス・ネットワークの推進」についてです。ここでは、現状として「人口減少・高齢化が進行するなかで、持続可能な都市づくりに向けたコンパクト・プラス・ネットワークの取組が求められている」ことを把握しています。

17ページです。二つ目「自然災害の頻発化・激甚化」については、現状として「地震・津波対策に加え、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等

に対して安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められている」ことを把握しています。

18ページになります。三つ目「スーパー・メガリージョンの形成」については、現状として「リニア中央新幹線を核とした三大都市圏の対流の拡大及び中間駅となる三重県駅周辺から始まる新たな地方創生の取組が求められている」ことを把握しています。

19ページになります。四つ目「インフラの老朽化への対応」については、現状として「将来にわたってインフラの有する機能が発揮されるよう、財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策を推進していくことが求められている」ことを把握しています。

20ページになります。五つ目「官民連携の推進」については、現状として「道路や公園、上下水道といったインフラの維持管理のみならず、その活用によるにぎわいの創出に向けた官民連携の取組の推進が求められている」ことを把握しています。

21ページになります。六つ目「デジタル社会の推進」については、現状として「心豊かな暮らしと持続可能な地域社会の実現に向け、都市政策においてデジタル技術を活用することが求められている」ことを把握しています。

22ページになります。七つ目「カーボンニュートラルの実現」については、現状として「国際社会の一員として、気候変動問題の解決に向けたカーボンニュートラル・脱炭素の取組を推進することが求められている」ことを把握しています。

23ページになります。八つ目「SDGsの達成」については、現状として「SDGsの理念である社会・経済・環境の3側面の統合的向上により、持続可能な都市経営を目指す必要がある」ことを把握しています。

24ページになります。次に「2-2 三重県の都市の現況」についてです。ここでは、国勢調査や都市計画基礎調査等を用いて、三重県の都市づくりにおける現状を把握します。今回は、街づくりの基本となる人口、産業、土地利用・建物、都市基盤とその他として圏域及び都市計画区域に関して、現状の把握を行っています。

25ページになります。まず「人口」についてです。人口は、「総人口」と「世帯数」、「人口集中地区の人口」、「都市計画区域の人口」の4つの項目で現状把握を行っています。このスライド及び次のスライドでは総人口について説明させていただきます。こちらのグラフで示したとおり、三重県は全国より早い段階で人口減少に転じており、令和2年度の人口は、ピーク時から約9.7万人減少しています。また、老年人口は増加、年少人口は継続して減少しています。そのため、今後も少子高齢化が進行し、全国よりも早いスピードで人口減少が進行することが見込まれます。

26ページになります。圏域別に見ると、南部ほど早く、北部ほど緩やかに人口減少が進行すると見込まれます。

27ページになります。次に「世帯数」ですが、これまで増加が続いていましたが、令和12年をピークに全国よりも早いスピードで減少が進行することが見込まれます。

28ページになります。次に「人口集中地区の人口」についてです。このグラフで示した通り、人口及び面積はそれぞれ増加してきましたが、人口の増加に比べ面積の増加が大きいことから人口密度は低下が進んでいます。

また、人口は平成27年まで増加が続いていましたが、令和2年に初めて減少に転じています。

29ページです。次に「都市計画区域内の人口」についてです。これについては、グラフの通り平成22年をピークに減少しています。一方、都市計画区域外でも人口減少が進んでいるため、総人口に占める都市計画区域人口は増加しており、全体の約90%となっています。この他、市街化区域・用途地域内外の人口に着目してみると、市街化区域・用途地域の人口は平成22年をピークに減少しており、市街化調整区域・白地地域においても平成17年をピークに減少しています。

これらより、都市計画区域内外、市街化区域・用途地域内外のいずれの区域でも人口減少が進んでいることが分かります。

なお、市街化区域・用途地域内外でどちらも人口は減少していますが、市街化区域・用途地域の人口の方がその減少幅が小さいことから、都市計画区域全体に占める市街化区域・用途地域人口割合は、増加しています。

30ページになります。こちらは市街化区域と用途地域の人口、面積、人口密度の推移を現したグラフですが、面積が増加する一方で人口減少が進んでいるため、人口密度の低下が進んでいることが分かります。

31ページになります。続きまして「産業」についてです。

ここでは、県内の「商業」と「工業」の現状について把握をしています。

まず、「商業」についてです。こちらは、年間商品販売額と商業系の事業所数の推移を示したグラフとなりますが、事業所数は減少傾向であることが分かります。また、三重県の年間商品販売額は、平成19年をピークとして平成24年に減少し、平成28年にかけて増加したものの令和3年には再び減少していることから、増減があるものの減少傾向となっています。

32ページになります。次に「工業」についてです。

こちらは、製造品出荷額等と工業系の事業所数の推移を示したグラフです。製造品出荷額等、事業所数ともに直近は増加しており、令和4年の製造品出荷額等は、直近10年間で最高となっていることが分かります。

33ページになります。続きまして「土地利用・建物」についてです。ここで

は、「市街化区域・用途地域の土地利用」と「空き家」についての現状把握を行っています。

まず、「市街化区域・用途地域の土地利用」です。こちらは、平成30年と令和6年における市街化区域・用途地域の土地利用の面積増減をグラフにしたものです。平成30年と令和6年を比較すると、三重県全体では市街化区域・用途地域の面積が拡大しています。

また、市街化区域・用途地域の土地利用を用途別にみると、住宅系、商業系、工業系が増加し都市的土地利用が進む一方で低未利用土地も増加していることが分かります。

34ページになります。次に「空き家」についてです。こちらは、全国、三重県の空き家率と三重県における空き家数を整理したグラフになります。空家数は増加傾向であり、空き家率は全国平均を上回る水準となっていることが分かります。

35ページになります。続きまして「都市基盤」についてです。ここでは、「都市計画道路」、「都市計画公園」、「公共下水道・流域下水道」についての現状を把握しています。こちらは、平成28年と令和3年の都市計画道路の計画延長、整備済延長、整備率を整理した表になります。平成28年と令和3年の計画延長を比較すると、減少していることが分かりますが、これは、都市計画道路の見直しにより、計画の廃止や変更によるものです。

また、整備延長、整備率はともに伸びていることが分かります。このことから、計画を見直しながら整備が進んでいることが分かります。

なお、道路の種別ごとに見てみると、区画道路や特殊道路といった身近な道路に対して、幹線道路の整備が遅れていることが分かります。

36ページです。「都市計画公園」についてです。こちらについても、平成28年と令和3年の計画面積、供用面積、供用率を整理しており、都市計画道路と同様に計画を見直しながら整備が進んでいることが分かります。

なお、街区公園、近隣公園、地区公園といった小規模な公園に対して、大規模な公園及び緑地の整備がやや遅れており、特に広域公園の整備が遅れていることが分かります。

37ページです。最後に「公共下水道・流域下水道」についてです。

三重県においては、かねてより全国に比べて下水道処理人口普及率が低いと言われてきました。令和6年度末の下水道処理人口普及率においても、全国で37番目と依然として普及率は低いものの、供用率は上昇していることから、着実に整備が進んでいることが分かります。

38ページです。次に「その他」についてです。ここでは、「圏域」と「都市計画区域」の現状を把握しています。まず、「圏域」についてです。

三重県においては、自動車を中心とした都市の形成やライフスタイルの多様

化による活動範囲の広域化、広域道路ネットワークの整備推進に伴う産業活動の広域化及び市町村合併による行政区域の拡大による、都市計画区域を越える活動を踏まえて、現行の都市計画区域マスタープランにおいて、県全体を広域的な視点から生活上の結びつきが強い5つの圏域に分けており、それぞれで都市計画の目標を定めています。

具体的には、右の図、黄色が北勢圏域、緑色が中南勢圏域、水色が伊勢志摩圏域、紫色が東紀州圏域、最後、ピンク色が伊賀圏域になります。

39ページです。こちらは、各市町間の通勤・通学の流動の傾向を模式化した図です。左が平成22年の流動、右が令和2年の流動であり、この10年間で大きな変化はありませんが、ほとんどが圏域内の市町間での流動であることが確認できます。

40ページです。こちらは三重県内の一部事務組合や広域連合について、それぞれ構成市町について整理したのですが、ほとんどが同一圏域内での連携となっていることが分かります。

41ページです。三重県その他計画においての圏域設定についても確認しています。こちらは、左が三重県土地利用基本計画、右が三重県景観計画です。都市計画区域をもたない大紀町について、基本方針では中南勢圏域としていますが、この二つの計画では伊勢志摩圏域となっています。

42ページです。これらを踏まえると、他計画では圏域設定が異なる場合があり、一部の市町で圏域を超えた人の流動や広域連携の取組があるものの、現行の圏域設定を変更する必要性はないと考えられます。

43ページです。次に「都市計画区域」についてです。

こちらは、三重県における市町と都市計画区域の関係を示した一覧表です。三重県においては、複数自治体にまたがる広域都市計画区域、区域区分を有するものとそうでないもの、行政区域の全部が都市計画区域内にあるものとそうでないものなど様々です。

また、三重県においては、市町村合併によって同一市町内に複数の都市計画区域を有するケースが生じたことを受けて、平成20年に策定した現行基本方針の前身となる「三重県都市マスタープラン改定基本方針」において、一体的なまちづくりの観点から「1市町は同一の都市計画区域」を基本的な方針としました。

この方針に基づき、志摩市や松阪市、伊賀市において都市計画区域の再編を行ってきました。現在、この1市町同一都市計画区域となっていない自治体は、いなべ市、鈴鹿市、津市の3市となっています。

なお、そもそも都市計画区域を有していない自治体も4町ございます。

44ページです。こちらは、都市計画区域外の人口の推移と総人口に占める都市計画区域外の人口割合の推移を圏域ごとに示したものです。各圏域で近年都市計画区域外の人口が減少しており、総人口に占める人口割合も横ばい又は減少

傾向となっています。

45ページです。こちらは、三重県における人口分布と建物用地の分布になります。お手元の本冊46ページ、47ページに大きい図を添付してありますが、都市計画区域外では大きくまとまった人口集積地や建物用地はないことが分かります。

以上のことを踏まえて、今後は、都市計画区域外も含め人口や開発等の動向を注視しつつ、必要に応じて都市計画区域の指定・再編、準都市計画区域の指定を検討することも考えられます。

46ページです。次に「2-3 現行都市計画区域マスタープランの検証」についてです。県内の20の都市計画区域におけるマスタープランは、全て前回基本方針で示した「三重県の都市計画の基本的な考え方」に基づき策定されています。

本基本方針は、県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方向を示すものであることから、各マスタープラン個別ではなく、その前提となる前回基本方針で定めた「都市づくりの方向」に関して検証します。

なお、前回基本方針では、都市づくりの方向として「県民と共に考える地域づくり」を土台とし、「地域の個性を生かした魅力の向上」、「都市機能の効率性と生活利便性の向上」、「災害に対応した安全性の向上」及び「産業振興による地域活力の向上」の4つを示し、現行マスタープランにおいてもこれらを基本としてそれぞれ都市づくりの目標を定めて都市づくりに取り組んできました。

今回、新たな基本方針を策定するにあたって、これら4つの都市づくりの方向の内容について、関連する指標の動向や市町の取組などを整理することで、三重県の都市づくりにおける現状の把握を行います。

47ページです。それでは一つ目「地域の個性を生かした魅力の向上」についてです。

具体的な内容を読み上げますと「すぐれた自然・文化・歴史などの地域資源が豊かな県土の保全・活用により、県民が誇りや愛着のもてる『ふるさとづくり』を進めます。このため、三重県の特徴・個性である自然公園等の豊かな緑や歴史・文化遺産を守り、活用することに努め、生活する人にも訪れる人にも魅力あふれる美しい景観づくりに努めます。」としています。

これに対しては、「景観計画、歴史的風致維持向上計画の策定状況」、「観光交流人口、外国人観光客等の推移」の2つの指標で検証を行います。

なお、モニタリング指標と記載しているものについては、現行都市計画区域マスタープラン策定時に当時の策定検討委員会に報告の上設定した、各都市づくりの方向に関するモニタリング指標になります。今回の検証においては、このモニタリング指標を基本として、適宜新たに指標を追加して検証を行っています。

48ページです。それでは、「景観計画、歴史的風致維持向上計画、いわゆる、歴史まちづくり計画の策定状況」についてです。

三重県では現在10市が景観行政団体となっています。うち、鳥羽市の1市のみが現行基本方針策定以降に新たに景観行政団体になりました。各市では計画を策定し、景観の維持・形成に取り組んでいます。

また、歴史的風致維持向上計画については、亀山市、伊賀市、明和町の3市町が認定を受けていますが、いずれも現行基本方針策定以前に認定を受けたものです。そのため、県内でも景観形成の取組、歴史まちづくりの取組が行われていますが、前回基本方針の策定以降に大きな進展はみられません。

49ページです。次に「観光交流人口、外国人観光客等の推移」についてです。

こちらは、観光レクリエーション入込客数と観光消費額の推移を示したグラフになりますが、観光レクリエーション入込客数、観光消費額ともに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しています。その後、回復傾向にありますが、コロナ禍以前の水準には戻っていません。

50ページです。外国人観光客数の推移をみても、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少していますが、コロナ禍以前の水準には戻っていません。なお、外国人観光客数におけるコロナ禍以前に対する令和6年度の比については、三重県は全国で最下位となっています。

51ページです。次に二つ目の都市づくりの方向「都市機能の効率性と生活利便性の向上」についてです。

具体的な内容を読み上げますと「人口減少・少子高齢化が進展するなかでも、県民が生活サービスを楽しんで暮らすことができ、環境へ与える負荷が少なく、かつ、財政的にも持続可能な住まいまちづくりを進めます。このため、医療・福祉・商業をはじめとする各種の都市機能が集積する都市の拠点と、それらを結ぶ公共交通等の交通ネットワークの形成に努めます。また、今後の人口減少を見据え、超高齢社会への対応や生活の利便性に配慮しつつ、これまでに建設されてきた公共施設等を有効に活用し、必要に応じて再編・集約を図りながら合理的な施設配置等に努めます。」としています。

52ページです。これに関しては、「広域拠点・地域拠点周辺における商業系土地利用及び都市機能の集積状況」、「広域拠点・地域拠点周辺における人口及び人口密度」、「鉄道利用者数の推移、路線バスの輸送人員・輸送効率等の推移」の三つの指標で検証を行っています。

53ページです。それでは、一つ目の「広域拠点・地域拠点周辺における商業系土地利用及び都市機能の集積状況」についてです。

まず、三重県における広域拠点と地域拠点についてお話しさせていただきます。現行基本方針において、集約型都市構造の形成を目指して各圏域に都市の拠点を置き、地域の特性に応じた機能配置や、メリハリのある土地利用の誘導を図ることとしています。そこで、多様な生活サービス施設等が集積し、市町を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居

住や都市機能を誘導する地区17か所を広域拠点として現行マスタープランに位置付けています。

また、圏域において集約型都市構造の要となる中心市街地として位置付けた広域拠点に加え、都市計画区域において、生活圏内の居住者が徒歩又は公共交通等により、到達可能な主要駅、役場等を中心に、日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図る区域21か所を地域拠点として現行マスタープランに位置付けています。この拠点については、都市機能の集積及び交通アクセス機能の評価によって、広域拠点又は地域拠点の選定を行っています。

54ページです。右の図が県内17の広域拠点、21の地域拠点の位置を示した図になります。例として県庁所在地である津都市計画区域の広域拠点と地域拠点を抜粋してお話しさせていただくと、津都計の場合は二つの広域拠点を位置付けており、そのうちの 하나가、前にお示ししている津駅周辺から市の中心地である大門・丸之内地区周辺までの範囲となります。このほか、近鉄久居駅周辺も広域拠点として位置付けています。

また、津駅の南北隣接駅である近鉄江戸橋駅と近鉄津市町駅の周辺を地域拠点に位置付けています。

55ページです。それでは、この拠点における商業系土地利用についてみてみます。こちらは、広域拠点、地域拠点における商業系土地利用の面積の変化を整理した表となりますが、広域拠点では減少、地域拠点では増加しており、拠点全体としては減少していることが分かります。

56ページです。次に、都市機能の集積状況についてですが、ここでは、各拠点について、医療施設、福祉施設、教育施設、商業施設、金融機関、郵便局、宿泊施設、文化施設などの20種類の施設の集積状況を点数化して検証を行いました。

市街化区域・用途地域内での平均点数が6.0点に対して、広域拠点での平均点が10.4点、地域拠点での平均点が7.7点となり、それぞれ多様な施設が立地していることを確認しました。しかし、一部の拠点では、市街化区域・用途地域内の平均点を下回るものもあり、施設の集積が少ない拠点も確認しました。

57ページです。また、拠点における商業施設の集積状況についても個別で確認を行っています。こちらの表は、大規模小売店の店舗数を整理した表になります。ここでの既存店舗とは、平成27年1月時点で立地しており、令和5年5月末時点で営業を継続している店舗のことです。

また、新規店舗とは、平成27年1月時点で立地しておらず、令和5年5月末時点までに開店した店舗のことです。撤退店舗は、平成27年1月時点で立地しており、令和5年5月末時点で閉店した店舗のことです。

なお、表中括弧内の数字は、三重県全体におけるそれぞれの占める割合を表しています。これをみると、大規模小売店は新規店舗の87.5%、撤退店舗の5

0.0%が広域拠点・地域拠点内となっています。

また、このうち大規模集客施設については、新規で3店、出店を確認していますが、いずれも建替えによるものです。撤退店舗についても3店あり、うち2店が地域拠点内の店舗となっていますが、この3店全てが建替えによる新規開店がなされている又は今後なされる予定であることを確認しております。よって、大規模集客施設の店舗数及び立地場所には変化がない状況です。

58ページです。続きまして二つ目「広域拠点・地域拠点周辺における人口及び人口密度」についてです。こちらは、平成27年と令和2年における各拠点の人口及び人口密度について整理した表になります。北勢圏域及び伊賀圏域の多くの拠点で人口、人口密度ともに増加傾向となっていますが、それ以外の圏域における各拠点ではおおむね減少傾向となっています。

59ページです。こちらは、先ほどお示した表を広域拠点と地域拠点、拠点全体でそれぞれ集計したものです。これをみると拠点における人口及び人口密度は、広域拠点ではやや減少し、地域拠点では増加していることが分かります。

60ページです。三つ目「鉄道利用者数の推移、路線バスの輸送人員・輸送効率等の推移」についてです。

まず鉄道利用者の推移についてですが、三重県における鉄道利用者数は、近鉄が最も多く、次にJRが続く状況です。この他、三重県内には四日市あすなろう鉄道や伊勢鉄道、三岐鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道の5つの地域鉄道がございます。

代表として近鉄と三岐鉄道の利用者の推移を示したグラフを右に載せておりますが、近鉄利用者数の推移をみると、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により大きく減少していますが、その後回復傾向にあることが分かります。一方、三岐鉄道については、令和2年度に他の鉄道と同様にコロナの影響により利用者数が大きく減少していますが、他鉄道と比較して回復水準は低い状況となっています。

61ページです。次に路線バスの輸送人員・輸送効率等の推移ですが、鉄道同様に令和2年度に輸送人員が大きく減少し、実車走行距離、実車走行距離当たりの営業収入についても減少していますが、現在、回復傾向にあります。

なお、三重県においては、国、愛知県、岐阜県、名古屋市と共同で中京都市圏におけるパーソントリップ調査を実施しています。当該調査の県内調査範囲は、北勢圏域に限られますが、全目的別の交通分担率についての調査結果をみると、鉄道とバスの合計が全体の10%未満で推移していることが分かります。

62ページです。次に三つ目の都市づくりの方向「災害に対応した安全性の向上」についてです。

具体的な内容を読み上げますと「台風・集中豪雨等や南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を防止または低減し、県民が安心して住み続けられる都市をめざし、安全・安心な生活環境の創造を進めます。このため、自然災害に際

して被害を受けにくい市街地の形成に努めます。」としています。

これに関しては、「災害リスクの高い区域内の人口割合」、「災害リスクの高い区域における避難施設等の人口カバー率」、「住宅の耐震化率の推移」の三つの指標で検証を行っています。

63ページです。それでは一つ目「災害リスクの高い区域内の人口割合」についてです。こちらの表は、平成27年と令和2年の都市計画区域内人口、そのうち災害リスクの高い区域内の人口とその割合を整理したのになります。ここからは、災害リスクの高い区域内の人口が約3千人、割合でいうと0.4%増加したことが分かります。この要因としては、平成27年当時から災害リスクの高い区域が拡大したことによるものがほとんどであると認識しています。

64ページです。次に二つ目「災害リスクの高い区域における避難施設等の人口カバー率」についてです。

こちらの表は、平成27年と令和2年の都市計画区域内における災害リスクの高い区域内の人口とそのうち避難圏域内の人口及びその割合を整理したものです。

なお、この避難圏域人口は、避難施設等のカバー人口を意味しており、各避難施設等から500m圏内の人口になります。平成27年と令和2年を比較してみると、避難施設等による人口カバー率に大きな変化はないものの、避難施設等のカバー人口自体はやや増加していることが分かります。

65ページです。最後三つ目「住宅の耐震化率の推移」についてです。こちらは、三重県と全国の耐震化率及び三重県の住宅総数の推移を示したグラフになります。住宅の耐震化は、上昇傾向であり、全国平均とおおむね同様の水準となっていることが分かります。

66ページです。最後に四つ目の都市づくりの方向「産業振興による地域活力の向上」についてです。

具体的な内容を読み上げますと「経済的な持続可能性を確保するため、三重県の強みであるものづくり産業の集積や、自然・文化・歴史等の地域資源を生かしながら、地域活力の維持・向上を図ります。このため、広域道路ネットワーク等を生かした産業集積や、地域の個性を生かした集客交流の推進に努めます。」としています。

これに関しては、「県内総生産の推移」、「企業立地件数の推移、工業系土地利用誘導ゾーンにおける工業系土地利用」、「都市計画道路の整備率」の三つの指標で検証を行っています。

67ページです。一つ目「県内総生産の推移」についてです。

平成27年からの県内総生産の推移についてみると、令和4年度に過去最高を記録しています。また、その規模は全国で16番目であるものの、一人当たりで換算した場合、全国4番目の規模となっています。

68ページです。次に二つ目「企業立地件数の推移、工業系土地利用誘導ゾーンにおける工業系土地利用」についてです。

まず、「企業立地件数の推移」についてです。こちらは、県内全体での工場立地件数の推移を示したグラフとなります。令和4年まで年間20件を超えていたものの、近年は20件を下回る水準となっていることが分かります。

69ページです。次に「工業系土地利用誘導ゾーンにおける工業系土地利用」についてです。

この工業系土地利用誘導ゾーンですが、現行基本方針において、積極的に工業誘致を図るエリアを工業系土地利用誘導ゾーンとして選定することとしており、現行マスタープランにおいては県内30箇所を選定しています。

この表は、平成30年と令和6年における工業系土地利用誘導ゾーンにおける工業系土地利用の面積と割合を整理したもので、一番下の行に都市計画区域全体における工業系土地利用の面積と割合についても記載しています。これから、平成30年に対する令和6年の都市計画区域における工業系土地利用の増加率は約8.5%となっています。これと比較して、桑名や四日市、亀山、津の都市計画区域の工業系土地利用誘導ゾーンにおける工業系土地利用の増加率は大きく、当該ゾーン以外に箇所比べて工業系土地利用が進展していることが分かります。一方で、一部のゾーンでは大きな進展がみられない状況です。

70ページです。最後に「都市計画道路の整備率」についてですが、「2-2 三重県の都市の現況」の「都市基盤」における「都市計画道路」と同様の内容であるため、説明は割愛させていただきます。

71ページです。続きまして「2-4 三重県の都市づくりにおける課題の整理」です。

第3章で示す「三重県の都市づくりの方針」を導くため、「まちづくりにおける大きな潮流と三重県の状況」、「三重県の都市の現況」、「現行都市計画区域マスタープランの検証」で把握した三重県の都市づくりにおける現状から「人口減少時代における持続可能な都市づくりへの対応」、「産業活動、交流・連携を支える都市基盤・交通ネットワーク整備への対応」、「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」、「地域の魅力を活かした都市づくり、多様な暮らし方への対応」の四つに分けて課題の整理を行いました。

72ページです。一つ目「人口減少時代における持続可能な都市づくりへの対応」についてですが、「人口減少・高齢化、既成市街地における低密度化・スポンジ化に対応し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、引き続き居住や都市機能の誘導による利便性の高い拠点の形成、地域公共交通の維持・充実によるコンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進する必要があること」、「人口減少に伴う税収減が懸念される一方で、高度成長期に整備された公共施設やインフラが一斉に老朽化し、更新費用の増大が見込まれるた

め、コンパクトな都市づくりと合わせて集約・再編、適正な維持管理、長寿命化等戦略的なマネジメントを図る必要があること」、「人口減少により、一定の人口密度に支えられてきた都市機能の確保が困難となることが予測されるなか、地域生活を支えるサービスを提供するためには、それぞれの強みを生かし、地域の資源を融通し合うといった市町間の広域連携を推進する必要があること」の三つの課題をあげました。

なお、こちらに列挙している数字は、2-1から2-3までで把握した現状について、当該課題に関係するものです。

73ページです。二つ目「産業活動、交流・連携を支える都市基盤・交通ネットワーク整備への対応」についてですが、「さらなる企業誘致により、雇用の創出、地域経済の発展、財政基盤の安定を図るため、中部圏・近畿圏の中間に位置する立地条件と広域的道路ネットワークの整備効果を生かし、産業構造・経済活動の変容を踏まえながら新たな産業の受け皿を確保する必要があること」、「インバウンドを含めた多様化する観光需要に対応するため、地域独自の観光資源に磨きをかけるとともに、そこにアクセスするための広域的道路交通ネットワークの整備を推進する必要があること」、「リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの形成効果の最大化に向けて、新たなゲートウェイ機能の整備と持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進するとともに、イノベーションを創出するビジネス拠点の形成や高付加価値産業・成長産業の誘致を図る必要があること」の三つの課題をあげました。

74ページです。三つ目「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」についてですが、「いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震や、激甚化・頻発化する豪雨災害に対して、海岸保全施設や避難施設等の機能強化、住宅・建築物・インフラの耐震化といったハード対策と、ハザードの周知や円滑な避難等の短期的なソフト対策を両輪として、被害低減に向けた対策を推進する必要があること」、「中長期的には、コンパクト・プラス・ネットワークの取組において津波浸水リスクや洪水浸水リスクの高いエリア等での居住を抑制し、人的被害・家屋被害を低減するような都市構造への再編を目指す必要があること」、「気候変動の影響は、豪雨災害の激甚化・頻発化のほか、異常気象によるヒートアイランド現象の発生や生態系への影響等をもたらすことから、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進やデジタル技術の活用等によるエネルギー利用効率の向上、脱炭素化の取組を推進する必要があること」の三つの課題をあげました。

75ページです。最後に四つ目「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方への対応」についてですが、「コロナ禍を経て価値が再認識された街路空間、公園・緑地、親水空間といった地域の交流、賑わいの創出に資するパブリックスペースについて、ストック効果を高めるために、多様な主体と連携・協働し

ながら質的な充実を図る必要があること」、「美しい景観、豊かな自然・歴史文化を県民の資産ととらえ、その恵みを活用した持続可能な地域振興や観光交流の拡大につなげるため、その保全と活用の好循環を生み出す必要があること」、「人口減少・少子高齢化が進行するなか、デジタルの進展による暮らし方・働き方の変化やリニア中央新幹線の整備による移動時間の短縮を好機ととらえ、三重県の魅力を生かした新たなライフスタイル、心豊かな暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があること」の三つの課題をあげました。

ここまでが基本方針案の第2章までの説明となります。

76ページです。本日、ご審議いただくのは第2章までですが、次回の小委員会でご審議いただく予定であります、「第3章三重県の都市計画に関する基本方針」について、現在の事務局構成案について簡単に説明をさせていただきます。

現時点では、現行基本方針と同様に「3-1 三重県の都市づくりの方針」、「3-2 三重県がめざす都市構造の方針」、「3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」の大きく3つの方針を示すことと考えております。

77ページです。それぞれ簡単にご説明させていただくと、「3-1 三重県の都市づくりの方針」においては、第2章で整理した課題に対応するための、三重県の都市づくりの方針を示します。

現行基本方針においては、第2章の都市計画区域マスタープランの検証の説明の中でお話ししたとおり、都市づくりの方向というものを4つ示しておりますが、これに代わるものとして、課題から新たな都市づくりの方針を整理したいと考えています。

次に「3-2 三重県がめざす都市構造の方針」についてですが、3-1で示した都市づくりの方針を実現するためにめざすべき都市構造についての方針を示したいと考えています。

最後に「3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」において、3-1、3-2で示した方針を踏まえて、令和12年に予定している県内20の都市計画区域マスタープランの改定にあたっての、計画の構成、都市計画区域に関する方針、都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方等の方針を整理したいと考えています。こちらは、あくまで現時点での事務局案となりますので、今回、第1章、2章に関してご意見を頂き、その意見を踏まえ、今後第3章の構成及び内容についても検討を行っていきたいと考えております。

次回、6月下旬～7月上旬に開催を予定しております、第2回小委員会において、この第3章の素案について審議いただければと考えております。なお、第2回小委員会までに、委員の皆様にご個別でご相談にお伺いすることもあるかもしれませんが、その際はどうぞよろしくお願いたします。

長くなりましたが、以上で都市計画基本方針(案)についての事務局からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○議長：浅野委員長

ありがとうございました。

ご質問やご意見を伺うわけですが、長くなりましたので5分程度の休憩をはさみまして、16時25分から質疑を行いたいと思います。

※5分間休憩

○議長：浅野委員長

それでは、基本方針（案）の1章、2章の内容についてご説明いただきましたので、ご質問、ご意見などがございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：宮崎委員

事務局に2つ質問させてください。

説明資料2-2、33ページ、人口や面積関係のデータをご説明いただいて、おおむね私の体感通りかなと思いながら1点だけ。

市街化区域・用途地域の土地利用面積が平成30年から令和6年にかけて615ha増えていきますとうことで、これは具体的にはどの市町で市街化区域・用途地域の面積が増えたのでしょうか。

○事務局：県土整備部 里主査

具体的には、区域区分のある四日市都市計画区域、桑名都市計画区域であり、確かですが、工業系の市街地区域への編入が一部ございます。あと、面積は小さいですが、四日市都市計画区域で住居系の市街地区域への編入が一部ございます。

用途地域におきましては、区域区分をもっていない名張都市計画区域において、用途地域の大きな指定をしております。

○委員：宮崎委員

ありがとうございます。もう1つ教えてください。

説明資料43ページの都市計画区域の現状の説明で、1市町同一都市計画が望ましいみたいな話がありましたが、その理由と、そうならない市町があるのはなぜでしょうか。

○事務局：県土整備部 里主査

1市町同一都市計画になっていない、いなべ市、鈴鹿市、津市の3市がございますけども、いなべ市におきましては、区域区分を有する桑名都市計画区域と区

区域区分を有しないいなべ都市計画区域ということで、この区域を有する、有しないというところの大きな違いがあり、統合という話も過去に検討してきていますが、この違いがありますので、なかなか一つにまとめるというのが現在難しい状況でございます。

同じく、津市におきましても津都市計画区域、こちらは区域区分を有していますが、安濃都市計画区域と亀山都市計画区域については区域区分を有していないということで、同じ都市計画でも区域区分を有しているか有していないかの違いによって、なかなか一つにまとめるというのが難しい状況でございます。

鈴鹿市におきましては、大半が鈴鹿都市計画区域になるのですが、一部、ごく小さな面積が四日市都市計画区域の中に含まれています。

○県土整備部 鈴木主幹兼係長

鈴鹿に関しては、過去から四日市の中に鈴鹿の一部集落が存在していたということがありましたので、従来からの流れで四日市都市計画の中に一部鈴鹿を共用しているというかたちになっています。

津都市計画や安濃都市計画、亀山都市計画のように、旧安濃町や芸濃町の一部ということで大きな地域で都市計画区域が異なるということではないです。そういった過去の背景があって、四日市都市計画の中に一部鈴鹿のエリアが入っています。

最初に戻るのですが、1市町で同一都市計画が望ましいということですが、一つのあり方、自治体の中で一体的にまちづくりを進めていくという観点から、やはり一つの都市計画区域の方が良いだろうということです。都市計画の運用指針が国から出されていて、それに準じて進めていくというかたちになっています。

○委員：宮崎委員

不勉強ですみません。都市計画区域を一緒にできないわけ、都市計画区域ごとに細かな規定の違いがあるということでしょうか。

○事務局：県土整備部 鈴木主幹兼係長

そうですね。例えば、津の都市計画ですと3つに分かれています。区域区分、市街化区域の定めがあるところとないところで、違いがあるとどうしてもそこで差ができてしまうということがあります。

○委員：宮崎委員

理解しました。ありがとうございます。

○事務局：県土整備部 岡田課長

それと、やはり市町村合併をする前から地域単位で、この地域の生活圏の生業というのが元々あって、市町村合併によってそれが別れてしまったりということもあつたりします。そこが歪になったりというのは一部ございますので、それが実際の市町村の単位というのと、生活の単位がずれているところがあるというのが原因になっています。

○議長：浅野委員長

鈴鹿の場合は、四日市と広域都市計画区域で一緒にした方がやりやすいと思いますが、そういう話にはならないでしょうか。両方とも線引きですし。

○事務局：県土整備部 里主査

鈴鹿市に関しては、事務局としても他の2市とは異なっており、一つにするのはそれほどハードルが高いものではないかなと認識はしていますが、具体的な検討には至っていない状況でございます。

○議長：浅野委員長

分かりました。

そのほかいかがですか。では、浦山委員。

○委員：浦山委員

48ページで景観形成の取組、特に歴史的まちづくりの取組とありますが、具体的にどのような取組をされているのか、分かることがあればお答えいただけますか。

○事務局：県土整備部 里主査

歴史まちづくり計画というものを、亀山市、伊賀市、明和町の3市町で認定を受けております。伊賀市におきましては、伊賀上野城周辺であったり、明和町におきましては齋宮跡地、亀山市におきましては関宿、亀山城の下町を計画区域に指定して計画を定めている状況です。

この計画によって国からの補助が手厚く受けられるメリットがございますので、3市町に関しましてはこの計画に基づいて事業が進められています。

○委員：浦山委員

他の市町の検討もされているのでしょうか。

○事務局：県土整備部 鈴木主幹兼係長

他の市町での歴史的まちづくりに関しては、今のところ計画に位置付けていくということは把握していない、情報は受けていない状況です。

○委員：浦山委員

ありがとうございます。

○議長：浅野委員長

よろしいでしょうか。

そのほか。では、中平委員。

○委員：中平委員

コンパクト・プラス・ネットワークという言葉がたくさん出てきたと思いますが、これは広域的なこともあれば、圏域内での移動とか、いろいろなパターンがあると思いますが、読んでいて統一性がないという感じがしました。

次の3章でおそらくいろいろな問題点が具体的に書かれてくるとと思いますが、広域ネットワークを作ってやりますよ、というのは圏域ごとのネットワークになるとは思いますし、そうではなく、バスなどを見たときには市内、あるいは連携するような市町とのネットワークの形成とか、そのあたりが分かりにくかったので3章を書くときにはそれに注意して書いていただき、分かりやすくしていただければ良いと思いました。

もう一点が、デジタルを使ったという、プラトーを使っていろいろやっていくというのは都市計画でも必要となってくるかと思いますが、この先、今の情勢ではA Iを使うべきだなというところがあります。そういったデジタル技術ではあるけれども、そのA Iを具体的にどういうふうに使っていくのか、それ以外の技術がもし今分かれば教えていただければと思います。

○事務局：県土整備部 鈴木主幹兼係長

デジタル技術に関してもA Iに関しても、まちづくりにおいて当然必要になってくるとは思います。今後、各市町の意見も踏まえて第3章に位置付けていきたいと考えています。

○事務局：県土整備部 岡田課長

実際、具体的に、四日市市がスマートシティというかたちで取り入れていて、まちなかの至る所に電波を通して、人の流れを感知するセンサーを設けて、それをA Iで読み込んで、どこが渋滞するとか、バスの時間帯とか、最適なことをスマホで案内できるというようなかたちのものを実装計画としてやっています。

これは、四日市市が今実験的に、もしかして他の都市でもやっていくということも考えられますが、他の都市でも横展開していければなというかたちです。今後、それについても3章で、広がりをごどこかでイメージできたらなと考えております。

○委員：中平委員

ちょっと前まではビッグデータを使ってというのは流行っていたと思いますが、そういう感じもなくなってきて、予測するのもAIでさせるとみたいな感じかと。

○事務局：県土整備部 鈴木主幹兼係長

データが膨大にあるので、AIを活用してというのもあるかと思えます。

○議長：浅野委員長

そのほかどうでしょうか。では、考えていただいている間に。

大変膨大な資料で見応えがあったと思いますが、構成がちょっと分かりづらいかと。潮流が8つあって、検証の4つの方針は前回のもので作った都市づくりの方向が4つあるので、それに基づいて各々指標が3つぐらいあって、それで検証したら後ろの4つ課題が出ましたと。40ぐらいポイントがあるので、4つの中に割り振り無理にまとめてありますが、ちょっと強引すぎて。筋書き、要するに課題から最後の4つにまとまってくるのと、ある部分はその潮流のところから引っ張られてきたりしていて、ちょっと分かりにくいというのがまず第1ですね。

それから、つけていただいている資料も結局ここでやっているのは最終的な3章の、今日の説明が3章にどのように繋がるのかという構成が分かりづらいので、なかなか全体構成が分からないのに今日の部分だけ意見を言うのは難しいかなと感じました。

最終的なアウトプットとして前回のもを見ると、都市構造みたいな拠点の設定の話があったうえで区域区分とその土地利用の方針を打ちますということですが、どこまで書くのかということもあると思いますが、かなり抽象度が高いことだけを書くのであるならば、県全域のデータだけ並べてここが減ってます増えてますといった話で良いのですが。そうではなくて、例えば三重県の場合、南と北で状況が違いますし、人口の少ない都市が多いとはいっても数万程度の都市と、10万、20万の都市だとかなり様相が違うので、それを一緒くたにして分析して果たして意味があるのか、書いてあることにそもそも意味があるのかという話になります。

それから、市街化区域と用途地域の話もありましたが、線引き、非線引きをそもそも一緒にしてもってきたのを初めて見たのでちょっと乱暴かなという気がします。そのあたりのデータの付けた方と、課題を取り出してもっていくようなものが、一連のものがここに入るのだとするとちょっとそれはまずいのではないかと、率直な感想としてありました。

また、質問が2点ほどありまして、1つは広域拠点、地域拠点の分析が非常に面白かったのですが、この拠点設定というのは、今回の分析のために設定したものなのか、そうではなくて現行の区域マスカナにかに一定の定義で設定されていて、その定義づけを県が示しているということなのか、どちらでしょうか。もし示しているのだとすると、県が拠点を打ったというのは非常に大きいので、各市町さんが都市マスを考える時に無視してはいけないと思うので、事前に整合するののかという話にもなってくるので、そこはどうなっているのかというのが1つです。

もう1つは、最後の工業のところ为重点ゾーンというようなものを30箇所指定しています、ということが検証で書いてあったのですが、その指定の根拠というか、実際に指定されていると思いますが、市町さんがマスタープランで指定したものを単に引いているのか、あらかじめ県さんと市町さんが相談しながらやっているものなのか。そもそも、これはものすごく強力なツールですので、まさにそういうことが方針に書かれるべきなのではないかなと思いますが、これを見ても書いてないように思いますが、書いてありましたか。その2点を教えていただきたいです。

○事務局：県土整備部 里主査

拠点に関しては、一定のルールを示して、基準を設けて、市町にも意見を聞きながら拠点設定をしていて、現行の都市計画マスタープランにも明確に広域拠点はどこだ、地域拠点はどこだということを位置付けております。

○議長：浅野委員長

それは区域マスタープランですか。

○事務局：県土整備部 里主査

区域マスタープランです。

○議長：浅野委員長

だけど、四日市市の都市マス見たら合っていないような気がしてまして。地域拠点そこにあったかなと。少なくとも地域拠点が都市機能誘導区域として指定されてなかったのだから、あれ？と思いました。

○事務局：県土整備部 里主査

県の区域マスタープランに位置付けておりまして、市町のマスタープランはそれに準ずるかたちで設定をしていただいています。

各市町の都市計画マスタープラン策定に当たっては、県の都市政策課にも案について協議がされていまして、その中で県の考えに合わないところはこちらから意見をさせていただいて整合するように調整を図っています。

2点目の工業系土地利用誘導ゾーンにおきましても基準を設けて設定しており、拠点同様に市町の意見を踏まえながら設定をしたものを都市計画区域マスタープランに位置付けています。

○議長：浅野委員長

それについては、現行の基本方針に書いてありますか。

○事務局：県土整備部 里主査

現行につきましては、37ページに「特性に応じた集約型都市構造の形成について」という(2)の①拠点の項目がございまして、ここで集約型都市構造を実現していくための要素として、拠点についての説明をしております。

それぞれ具体的にどこを拠点にするかというのは、現行のマスタープランにおいては、圏域マスタープランというものを三重県として作っており、その中で圏域ごとに広域拠点、地域拠点をどこにするのかというのを検討して位置付けを行っております。

今回、資料本冊においても当時の拠点であったり、工業系土地利用誘導ゾーンの設定基準がそれぞれ載せてありまして、拠点におきましては55ページに記載させていただいております。工業系土地利用誘導ゾーンにつきましても86ページに当時どのような考えで設定されたかというのは記載をしている状況でございまして。

○議長：浅野委員長

工業系土地利用ゾーンのスライドがありましたが、地域未来法か何かの計画にあるものは位置付けますと書いてありましたが、地域未来法は市町が持ってきますよね。これは持ってきたものを丸々受け取っているのか、いやここはまずいから、というような基準が県にあるのでしょうか。

例えばインターチェンジのそばにしなさいとか、基盤整備のあるところで指定しなさいとか、そういう縛りがないと、元々コンサルさんが市町に話を持って行って、市町さんがあまりそういう情報をもたない場合は丸々受け取ってとんでもない論法でもって指定して、農転を受けるみたいな話になるということが懸念されると思います。

○事務局：県土整備部 里主査

前に工業系土地利用誘導ゾーンの設定基準を示していますが、用途地域外と用途地域内でそれぞれ基準をもってまして、用途地域外においては各基準値1を全て満たし、かつ基準2のいずれかを満たすべきということで、その基準の1のところでは先生がおっしゃった「①市町マスタープラン(未来法、農村産業法)等に工業系土地利用の位置づけがある区域」というのはあります。

この基準1については、1, 2, 3すべてを満たす必要があるもので、個別で地域未来に上がってきたからスルーされるというものではなく、他の基準も満たすかどうかを確認の上でとなります。

○議長：浅野委員長

そうではなくて、地域未来法を止める手段を県さんが持っているかという話です。

このところとちょっと違うかもしれませんが、そういった問題が他の県さんで発生しているので、事前に県が、地域未来法を丸々その各市町に行ったときに一定の関与をする方法をもっていただ方がいいのではないかと。

○事務局：県土整備部 里主査

地域未来法は窓口が異なりますが、基本計画策定において各市町の考えみたいなものが載ってくるかと思いますが、その中で都市計画との整合が問われます。

マスタープランに位置付けがあるかどうか、そういったところで都市政策課の方にも意見照会がきて、都度確認をするような状況になっているので、先生がおっしゃったようにストップをかけられる、そういった状況ではあるのかなと思います。

○議長：浅野委員長

分かりました。委員の皆さまいかがでしょうか。

○委員：宮崎委員

不動産業者としての意見というか、お願いでもありますが、マスタープランがありながら実は現場レベルでは本当に建つか建たないか。つまり、線引きがあるところでは市街化区域がどうかとか、農用地ではないかとか、そういうところで購入者の意思決定が決まっているところがあります。

現場レベルの人間には、市町さんが作るマスタープランと都市計画図との差が結構ありまして、申し訳ないですが言葉を選ばずに言うと、あくまでも絵空事のマスタープランと、現場では粛々とマーケットを作っていく都市計画図とい

うのがあります。

三重県の発展のために本当に思うのが、例えば工業系の土地利用誘導ゾーンがあるのですが、現実的ではなくて。特に北勢地区であれば、桑名、四日市、鈴鹿というのは本当に物流とか工業立地に恵まれています、紹介する工業用地がほとんどないです。県外から来る大資本のための大きな土地、もしくは二次受け、三次受け、四次受けの方々のための小さな工業用地というのが本当に品薄で、紹介できないという非常に残念なマーケットになっています。

8%ぐらい増えているというのは、本当はもっとあるけども無理くり地区計画を作ったとか、色々なことを無理くり民間の力を活用して作っているというのが現状だと思いますので、そのギャップが今の法体系ではなかなか難しいかもしれませんが、そのギャップが何とかならないかなというのが思いとしてあります。本当にもったいない状況です。

南の方は事情が違うと思いますが、特に北勢地区というのは名だたる世界の工場があるのに、下請けさんの工場が作れないという状況が本当にずっと慢性的に続いていて、これが一つ目です。

二つ目は、これもなかなか悩ましい問題だと思いますが、三重県は近鉄が沿岸にずっと走っていますので、基本的には人口誘導するのが沿岸地域になってしまいます。地震があった以降、各市町、県と国土交通省ではハザードマップを沿岸地域にかぶせていますが、その矛盾といいますか、ハザードがあるので本来なら住むべきじゃないですよと警戒しておきながら、片方では用途地域として、都市計画として人口を誘導するところが被っている矛盾が、大変難しい問題だと思いますが、ある程度それに対して説明できる計画が必要ではないかと思えます。

○議長：浅野委員長

ご意見としていただきました。そのほかどうでしょうか。

先ほど、都市計画区域外の市町がありますという説明がありましたが、当然、都市計画区域外なので都市マスも作っていないかと思えます。

地震が起こって、復興のフェーズになった時に、能登半島もそうだったのですが、どこの集落を復興させるかということになった場合、拠点すら打ってないというのは相当な足枷になるもので、そういう観点からも少なくとも総合計画は作っているのだからそこにある程度書かれているのか分かりませんが、そういう指導はしていった方が良くと思います。

それから、都市計画区域外を各々の市町が含んでいるというなかで、中平委員の話でもありましたが、集落レベルでのコンパクト・プラス・ネットワークの話になると、地域拠点以下の話っていうのは、これは県ベースでの話ではないものの、市町さんで準備がないと、事前復興的な話は別のところで考えられていると

と思いますが、かなり足枷になるので、そういう点も重要ではないかなと思います。
そのほかよろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました内容の調査審議は、以上となります。
事務局におかれましては、本日の検討内容を踏まえ、必要な修正などを行って
いただきますようお願いいたします。

では、進行を事務局にお返しいたします。

6 閉会・事務連絡

○司会：県土整備部 雲副課長

浅野委員長におかれましては、議事の進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項について説明をお願いします。

○事務局：県土整備部 鈴木主幹兼係長

事務局から、連絡事項についてご説明いたします。

本日のいただいたご意見に加え、今後実施予定の県庁内や市町への意見照会の
結果などを踏まえ、内容の修正を行ってまいります。

なお、本日は説明資料の分量も多く、限られた時間の中で十分にご意見をおま
とめいただくことが難しい点もあったかと存じます。つきましては、本日ご発言
いただけなかった点も含め、追加のご意見などがございましたら、1週間を目途
にメールにて事務局までお寄せいただけますと幸いです。

次回の小委員会につきましては、6月下旬から7月上旬頃の開催を予定して
おります。具体的な開催日程の調整につきましては、年度が変わりました4月以
降に、改めてご相談させていただく予定です。

説明は以上となります。

○司会：県土整備部 雲副課長

ただいまの説明につきまして、ご質問などがございましたら、お願いいたしま
す。

※ 特段の声なし

○司会：県土整備部 雲副課長

特にご質問がないようですので、以上とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、第1回都市計画基本方針検討小委員会を終了い
たします。本日は、誠にありがとうございました。